

議案第 23 号

鯖江市交通指導員設置条例および鯖江市防犯隊設置条例の廃止について

鯖江市交通指導員設置条例および鯖江市防犯隊設置条例を廃止する条例を別紙のとおり制定する。

令和 5 年 2 月 24 日提出

鯖江市長 佐々木 勝 久

提案理由

交通指導員および防犯隊員の身分が特別職非常勤職員の適用から外れたため、条例の廃止を行いたいので、この案を提出する。

鯖江市条例第 号

鯖江市交通指導員設置条例および鯖江市防犯隊設置条例を廃止する条例

鯖江市交通指導員設置条例（昭和46年鯖江市条例第4号）および鯖江市防犯隊設置条例（昭和30年鯖江市条例第44号）は、廃止する。

附 則

この条例は、令和5年4月1日から施行する。